

質問票に対する回答

No.	質問	回答
1	最低でも週2日以上1日3時間以上とあるが、週1回、9:00～12:00は可能でしょうか。	募集要項の5（11）に記載していますとおり、本制度では「週2日以上」「1日あたり3時間以上」開園している施設が対象となります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
2	利用時間は30分単位とのこと。利用料金が1時間300円ですが、30分は150円になりますか？またいただける補助金額も1/2になるのでしょうか。	ご認識のとおりです。利用料金は30分150円となり、市から交付する補助金額についても1/2となります。
3	親子教室（プレ保育）を実施していますが、面積などの利用条件を満たせば混合保育することは可能でしょうか。	基準等を満たしていれば実施は可能ですが、親子教室（プレ保育）の参加者に支障が生じないよう、無理のない範囲で実施していただきますようお願いいたします。
4	「No. 1」の場合、そもそも事業区分は一般になるのでしょうか、余裕活用になるのかわかりません。	乳児等通園支援事業には、「一般型（在園児合同）」、「一般型（専用室独立）」、「余裕活用型」の3つの実施方法があります。 ・「一般型（在園児合同）」は、通常の保育とは別に定員を設け、在園児と同じお部屋でお子さまをお預かりする方法です。 ・「一般型（専用室独立）」は、定員を別に設けたうえで、専用のお部屋を用意してお預かりする方法です。 ・「余裕活用型」は、園に空きがある場合に、その空き枠の範囲でお子さまをお預かりする方法です。 それぞれの保育園や施設の状況に応じて、実施方法を選ぶことができます。
5	週1回の場合、決まった曜日にする必要はありますか。	こちらは、No. 1のご回答と同じ内容になりますが、週2日以上であれば曜日の指定はありません。
6	給食の提供は考えていないのですが、よろしいでしょうか。	給食の提供は必須ではないため、提供しないこともできます。ただし、ご利用の時間帯によっては、給食やおやつとの時間と重なる場合があります。その際は、あらかじめ保護者の方にご持参いただくよう、施設からご案内していただくようお願いいたします。
7	2歳児のみなど年齢を制限してもよいでしょうか。	各事業者の実施体制等に応じて、受け入れ年齢を限定することは差し支えありません。
8	今年、週1回3時間で試験導入し、来年度より時間を延ばしたり、利用日数を増やしたりすることは可能でしょうか。	こちらは、No. 1のご回答と同じ内容になります。
9	「改修費※、認可施設は対象外」とありますが、どういう意味でしょうか。	認可保育施設につきましては、すでに本事業の実施に必要な基準を満たしているため、改修費の活用を認めておりません。
10	『乳児等通園支援事業者募集』は今後、新たに募集をかけるご予定はありますか。（保育園や小規模保育の整備事業者募集が毎年出ているのと同じように今後は定期的に募集をおこなっていただけるのでしょうか。）	現時点ではそのように想定しておりますが、今後の需要分析の結果を踏まえ、事業者の募集については改めて判断させていただきます。
11	市の補助を受けるにあたり、保育士の人員配置の基準があるかどうか。	詳しくは、募集要項の3及び4に記載していますので、ご確認ください。
12	同施設で「一時預かり」と「誰でも通園制度」の両方の実施はできるか。	各事業ごとの基準等を満たしていれば、同一の施設において複数の事業を実施することは可能です。なお、各事業における対象経費や利用者については、適切に区分のうえ管理していただく必要があります。また、専任要件が定められている事業においては、同一の時間帯に複数の事業を兼務することはできませんので、ご注意ください。
13	保護者負担1時間300円に対して、市から補助による保護者の負担軽減の仕組みはあるか。	利用料金については、募集要項の6（3）に記載しており、ご家庭の状況に応じて異なります。
14	一般型（在園児合同型）と余裕活用型の違い	こちらは、No. 4のご回答と同じ内容になります。
15	給食・おやつ提供の有無は各施設の判断でよいのか。	こちらは、No. 6のご回答と同じ内容になります。
16	給食・おやつを提供した場合の料金の設定は各施設で決めてよいのか。	料金については、各施設において設定いただき、保護者の同意を得たうえで徴収していただいて差し支えありませんが、あくまで実費の範囲で設定してください。なお、公立保育所における給食費は1食240円、おやつは1食60円となっております。
17	給食・おやつが有料の場合、0歳児のミルク提供の料金はどうか。	こちらは、No. 16のご回答と同じ内容になります。